

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集西田 (賀集西田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 24 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営については、水稻及びWCS用稲と露地野菜、一部の農家で畜産を組み合わせた複合経営を行っている。
地域内の平均年齢は約 60 歳で、認定農業者はもとより後継者のいる経営体も多く、現状でも規模拡大を行うなど営農活動は活発である。
ただ地域内の一部はまだ基盤整備が未完了であり作業効率が悪いと、担い手は他地域の基盤整備が完了している圃場で規模拡大しているため、当地域の未整備田から今後遊休地が出てくることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻と露地野菜を基本とし、露地野菜についてはたまねぎ、レタス、白菜の作付けをしている。酪農家も地域内にいるため、水稻作についてはWCS用稲を作付けして飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めている。
高齢化進行による経営面積減少を防ぐために、基盤整備が完了している圃場については機械の大型化が進んでいるが、未整備圃場については大型機械の使用が困難である。未整備圃場が遊休地とならないよう、今後整備することが必要と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
「認定農業者」、「認定新規就農者」を増やし、集積率を上げる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
効率的経営を達成するためにも、未整備で残されたエリアもすべて整備できるよう最優先で進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状、特に取り組むべきことはない。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
すでにWCS用稲での作業支援の体制が整っているため、特に取り組むべきことはない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦経営体数が減少していくと従来のように水路や池の保全をするのが困難になることが予想されるため、業者委託などを検討していく。 ②⑨WCS 用稲の作付面積を増加させ、耕畜連携の推進と良質な土づくりの推進を図っていく。 ⑩基盤整備が出来ていないエリアが残っていて、そこでは大型機械を使用できず効率的な作業が困難なため、地域内すべてにおいて基盤整備を完了させ効率的な経営を達成させる。				